

# 受任調整会議の運営について（案）

# (1) 令和4年度の運営状況

- 本市では、市長申立て事案について、成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整を行うため、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、令和4年4月に受任調整会議を設置。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士及び市社協専門員等を構成員として、おおむね毎月1回会議を開催。
- 会議では、制度利用者に必要な支援の検討や後見事務、適任職種（弁護士、司法書士、社会福祉士、市社協等）及び後見人に必要な支援等について協議。
- 原則、受任調整会議の後に市長申立てを実施。家庭裁判所に提出する申立書に協議内容について記載。ただし、緊急性のあるケースについては、受任調整会議の前に申立てを実施し、別途、家庭裁判所へ報告。
- 法律、財産管理、意思決定支援、権利擁護といった会議構成員それぞれの実務経験と知見から、幅広い御意見をいただくことにより、制度利用者への適切な支援はもとより、センター職員の資質向上につながっている。



## 会議構成員

所 属	構成員
山口県弁護士会	弁護士 3名
山口県司法書士会 (公社) 成年後見センター・ リーガルサポート山口支部	司法書士 3名
山口県社会福祉士会	社会福祉士 3名
山口市社会福祉協議会	生活相談課 3名
山口市基幹型地域包括支援 センター	所長
山口市障がい者基幹相談支援 センター	所長
山口市成年後見センター	所長

→構成員が複数の場合は、基本的に2名が輪番で出席

## (2) 令和4年度の協議内容①

- これまでに計9回会議を開催し、16件のケースについて協議を実施。
- おおむね協議内容（申立て内容）のおおりの類型・職種で審判されているが、精神鑑定により類型が変更となったケースや不動産や相続の関係で職種が法律職に変更となったケースがある。

開催回	ケース				協議内容				家裁の審判		備考	
					予測 類型	予測される後見事務		適任職種	後見人等に必要と 思われる支援	類型		職種
						①財産管理	②身上保護					
第1回 (4/19)	①	女性	74歳	認知症	後見	金銭管理 債務整理	入所等の契約 必要なサービス（介護保険 や福祉サービス）の契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人 の紹介・情報共有 報酬助成	後見	社会福祉士	
	②	男性	67歳	脳梗塞	後見	金銭管理	入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人 の紹介・情報共有 報酬助成	後見	社会福祉士	
第2回 (5/17)	③	女性	78歳	認知症	後見	金銭管理	入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人 の紹介・情報共有 報酬助成	後見	社会福祉士	
第3回 (6/21)	④	女性	88歳	認知症	後見	金銭管理	入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人 の紹介・情報共有 唯一の親族へのアプロー チ	後見	社会福祉士 司法書士	本人が子所有土 地建物の固定資 産税支払い
第4回 (7/19)	⑤	男性	77歳	脳梗塞	保佐	金銭管理	入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への保佐人 の紹介・情報共有 報酬助成	後見	社会福祉士	診断書は補助 精神鑑定
	⑥	女性	72歳	知的障害	保佐	金銭管理	精神科病院への入院同意 入院、入所等の契約	社会福祉士	住み替えた場合の新しい チーム支援の体制づくり	保佐	社会福祉士	

## (2) 令和4年度の協議内容②

開催回	ケース				協議内容					家裁の審判		備考
					予測 類型	予測される後見事務		適任職種	後見人等に必要と 思われる支援	類型	職種	
						①財産管理	②身上保護					
第5回 (8/23)	⑦	女性	85歳	認知症	後見	金銭管理	入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人の 紹介・情報共有	後見	社会福祉士	
	⑧	男性	78歳	認知症	後見	金銭管理 債務整理 自家用車の処分	アパートの退去手続き 入所等の契約 必要なサービスの契約	弁護士・ 司法書士、 社会福祉士 (複数)	チームへの後見人の紹 介・情報共有 後見人と関係機関の役割 分担検討	保佐	弁護士法人 (社会福祉 士在籍)	診断書は保佐
第6回 (9/20)	⑨	男性	72歳	視床出血	後見	金銭管理 家財処分 自家用車の処分	借家の退去手続き 入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先への後見人の 紹介・情報共有 報酬助成	後見	司法書士	精神鑑定 異母きょうだい 存在の可能性
第6回 (9/20)	⑩	男性	87歳	認知症	後見	金銭管理 遺産分割	入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	現在の施設への後見人の 紹介・情報共有 本人により相応しい居場 所の検討	後見	社会福祉士	
第7回 (10/28)	⑪	女性	80歳	認知症	保佐	金銭管理	入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	現在の施設への保佐人の 紹介・情報共有 本人死亡時の対応			
	⑫	男性	86歳	認知症	保佐	金銭管理 金融機関との取引 保険金の申請 相続、遺産分割	入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	弁護士 社会福祉士	本人・チームへの保佐人の 紹介・情報共有 チームでの役割分担検討 親族への連絡			

## (2) 令和4年度の協議内容③

開催回	ケース				協議内容				家裁の審判		備考	
					予測 類型	予測される後見事務		適任職種	後見人等に必要と 思われる支援	類型		職種
						①財産管理	②身上保護					
第8回 (11/24)	⑬	女性	100歳	認知症	後見	金銭管理	入所等の契約 必要な手続きの代理	社会福祉士	現在の病院、住み替えた 先への後見人の紹介・情 報共有 本人死亡時の対応			
	⑭	女性	80歳	認知症	後見or 保佐	金銭管理	入居等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	住み替えた先へ後見人の 紹介・情報共有 報酬助成			
第9回 (1/17)	⑮	女性	80歳	認知症	後見	金銭管理	入所等の契約 必要なサービスの契約	社会福祉士	現在の病院、住み替えた 先への後見人の紹介・情 報共有 本人と親族の交流支援 報酬助成			
	⑯	男性	71歳	認知症	後見	金銭管理 相続、遺産分割 自家用車の処分	入院、入所等の契約 必要なサービスの契約	弁護士・ 司法書士	本人、現在の病院への後 見人の紹介・情報共有 チームでの役割分担検討 親族への対応支援			

### (3) 令和5年度の運営方法（案）

- 令和4年度の会議運営の経験を踏まえて、より効果的な運営方法を検討するため、会議構成員に対してヒアリングやアンケート（協議対象事案、構成員等）を実施。

#### 【ヒアリング・アンケート結果】

- 協議対象事案について、構成員の過半数が、これまでどおり市長申立て事案全てを対象にすることが望ましいと回答。
- 一方、事務局で判断に迷った事案のみを協議対象としたほうが効率的との意見あり。  
 (例) 予測される後見事務の内容が複雑で、適任な専門職の判断が難しい事案  
 複数後見、リレー方式や事務分掌等、後見事務の進め方について検討が必要な事案  
 保佐・補助類型で付与する同意権や代理権の範囲について特に注意が必要な事案 など
- 構成員の所属や選出方法について、構成員の大半が、これまでどおりで問題ないと回答。
- 構成員の任期を明確にすることや各回1名の出席にすることが望ましいとの意見あり。

- 受任調整会議の所掌事項は、(1) 制度利用者等に必要な支援の検討、(2) 成年後見人等候補者の検討、(3) その他成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整。
- 市長申立てのケースは、身寄りのない方など、支援の課題が多く、専門的知見からの幅広い意見が必要な場面が多いことから、引き続き、市長申立て事案全件を協議対象とする。
- 構成員が入れ替わる柔軟な組織とするとともに、構成員それぞれの発言を促すため、令和5年度から、任期を1年とするほか、構成員3名の体制はそのままに、各回1名の出席を求めることに変更する。

	令和4年度
対象事案	市長申立て事案全件
主な構成員	基本的に3名選出・ <u>2名出席</u> (県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会及び市社会福祉協議会)
構成員の任期	<u>なし</u>
開催方法	月1回、定期的開催 ※早急な申立てが必要な事案の場合は、申立てを行った上で、直近の受任調整会議にはかる。
協議事項	①予測される類型及び後見事務 ②付与が必要と想定される権限 ③適任職種等 ④後見人等に必要と思われる支援 ※協議前に制度利用者に必要な支援等を検討



	令和5年度
対象事案	変更なし
主な構成員	基本的に3名選出・ <u>1名出席</u>
構成員の任期	<u>1年（再任可能）</u>
開催方法	変更なし
協議事項	変更なし

